

平成21年9月第259回定例会 議員提出議案及び審査結果

(10月6日提出)

発議第1号 平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書案

(10月6日原案可決・賛成多数)

[賛成：自民、公健、林檎 / 反対：民主、共産、社県、無]

発議第2号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書案

(10月6日原案否決・賛成少数)

[賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎、無]

発議第3号 米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の輸入中止を求める意見書案

(10月6日原案否決・賛成少数)

[賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎、無]

発議第4号 生活保護の「母子加算」の復活を求める意見書案 (10月6日原案否決・賛成少数)

[賛成：民主、共産、林檎、社県、無 / 反対：自民、公健]

発議第5号 生活保護の「老齢加算」の復活を求める意見書案 (10月6日原案否決・賛成少数)

[賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎、無]

【動議】

(10月9日提出)

議案第22号「権利の放棄の件」に対する附帯決議を求める動議 (10月9日可決・満場一致)

※議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民＝自由民主党 民主＝民主党 公健＝公明・健政会 共産＝日本共産党

林檎＝クラブ林檎 社県＝社民党・県民クラブ 無＝無所属

なお、無所属の渋谷哲一議員は民主党に所属しました。(10月7日付)

平成21年度補正予算の適正な執行を求める意見書案

(発議第1号・原案可決)

新政権は、平成21年度補正予算の執行を停止し、不要と判断した事業は廃止する方針を示しています。

同補正予算は現下の経済危機において、景気の底割れを防ぎ、国民生活の安心を確保し、未来の成長につなげるために、過去最大の「経済危機対策」を執行するためのものです。

各地方自治体では、補正予算に計上された「地域活性化・公共投資臨時交付金」、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」などを織り込んだ経済対策のための予算が編成され、議会の議決を経て、執行段階に入っているところです。このようなタイミングでの補正予算の一部執行停止の方針に、各自治体には戸惑いと不安が広がっています。

補正予算の執行が停止される事態になれば、各自治体における経済対策の財源に欠陥が生じ、事業が中止に追い込まれるなど、大混乱に陥ることは目に見えています。経済対策の効果や対外経済環境の改善によって持ち直しの動きがみられる日本経済に深刻な打撃を与えるとともに、過去最悪の厳しい状況にある雇用情勢がいっそう悪化することが強く懸念されます。

前政権の政策を見直し、税制の改革、制度の変更をするにあたっては、平成21年度第1次補正予算によって、各自治体が正当に執行してきた経済対策の財源に支障が生じないように配慮することは政府が果たすべき最低限の責任です。

よって、政府においては、各地方自治体の経済対策が円滑に実施されるよう、地方自治の継続性を守るための予算の適正な執行を図られることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成21年10月6日

青森県議会

**E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、
日米 F T A の推進に反対する意見書案**

(発議第2号・原案否決)

F A O (国連食糧農業機構) は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、「金融危機が途上国を含む多くの国の農業に悪影響を及ぼし、食糧危機は、今後ますます深まる恐れがある」とする警告をしています。農水省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています(「2018年における食糧需給見通し」09.1.16)。

現に、昨年の大暴騰以降、一時、下落傾向にあった穀物の国際相場が再高騰の流れにあり、世界の食糧需給は依然としてひっ迫した状況にあります。

こうしたなかで明らかなのは、これまでの輸入自由化万能論の立場では、深刻な世界の食糧問題は解決できず、それぞれの国が主要食糧の増産をはかり、食糧自給率を向上させる以外に打開できないということです。

こういう事態は、農産物貿易の全面自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界の農業に押しつけたW T O 農業協定路線の見直しを強く求めています。

また、W T O 路線を前提にした2国間・地域間の協定であるE P A ・ F T A 路線も同様に見直されなければなりません。

前政権は、2010年に向けたE P A 工程表を打ち出し、既にメキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発効させ、オーストラリア等との交渉を行ってきました。また、民主党は、日米F T A 交渉の促進を総選挙マニフェストで打ち出しています。

日豪、日米のE P A ・ F T A は、日本農業に壊滅的打撃をもたらすことは明らかであり、到底、容認できません。特に日米F T A について民主党は、主要農産物を「除外する」といいますが、相手国のねらいは農産物の関税を撤廃することであり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことが懸念されます。

今、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

よって下記の事項について実現を図ることを求めます。

- 1、これまでのE P A ・ F T A 推進路線を見直すとともに、アメリカとのF T A 交渉は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成21年10月6日

青森県議会

米価の回復と価格の安定、ミニマム・アクセス米の 輸入中止を求める意見書案

(発議第3号・原案否決)

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いてきましたが、今年春以降、大手スーパーを中心にした米の安売りの影響もあって、09年産がさらに下落する事態となっています。

これは、生産者には厳格な計画生産を強いる一方、流通は民間まかせという米政策の結果です。同時に、私たちが一貫して主張してきたように、政府が備蓄古米を売却する一方、適正備蓄水準とする100万トンを維持してこなかったこと、さらには、国内産の備蓄米の買い入れを拒否しながら、膨大な在庫を抱えているミニマム・アクセス米の輸入を計画通り実施していることが影響していると考えます。9月1日に入札を行ったミニマム・アクセス米は主食用であり、国内産米の需給のゆるみと米価下落に拍車をかけていることは明らかです。

今日の米価基準は、米の再生産を根本から破壊するものであり、その打開は一刻も猶予ならない事態となっています。政府は食料自給率の向上や担い手を育成するための一定の政策を打ち出していますが、米価を回復させることなくしては、あらゆる施策の成果は期待できません。

以上の主旨から、下記の事項について実現を図ることを求めます。

- 1、生産費を償う米価に回復させ、安定を図る施策を実施すること。
- 2、備蓄水準100万トンに不足する14万トンの買い入れを即時、実施すること。また、世界的な食糧需給のひっ迫を踏まえ、備蓄水準を大幅に引き上げること。
- 3、必要のないミニマム・アクセス米の輸入を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成21年10月6日

青森県議会

生活保護の「母子加算」の復活を求める意見書案

(発議第4号・原案否決)

今や我が国の生活保護受給者は150万人を超えており、経済が低迷し雇用情勢が急激に悪化する中で、生活保護申請者が増加することが予想されています。生活保護制度は全ての社会保障制度における最後のセーフティーネットであり、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を守るため、国は責任を持ってその水準を確保すべきであります。

しかしながら、生活保護を受けているひとり親世帯に対し給付されていた母子加算が「消費支出額が一般母子世帯の水準と比べ生活保護世帯のほうが高い」との理由から廃止されました。厚生労働省は、母子世帯の就労を促進することで母子世帯の底上げをしようと言っていますが、日本の母子世帯の就労率は諸外国より高く、すでに84%が就労しています。また、母子世帯では就労支援を行うといっても現状では就労が困難でもあります。母子加算がなくなった分、生活保護基準は引き下げられ、貧困化が進むことは容易に判断されます。

子供の健全な育成のために支給されている母子加算は、子育てに欠かせない給付であり、幼児や成長期の子供がいる生活保護世帯では母子加算があることで「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されることとなるので、ひとり親世帯に対し給付されていた母子加算の一日も早い復活が強く求められています。

よって、国民全てが平等に「健康で文化的な最低限度の生活」が送れるよう、政府に対し生活保護の母子加算を早期に復活するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成21年10月6日

青森県議会

生活保護の「老齢加算」の復活を求める意見書案

(発議第5号・原案否決)

2004年度から進められた生活保護の老齢加算の段階的廃止・全廃で、70歳以上の高齢者は、毎月の収入が2割近く減らされました。そのために、「食事を3回から2回にした」、「お風呂にはいる回数を半分にした」、「親戚や友人、近所の人葬式に香典を持っていけないので欠席した」など、毎日の生活が大変になり、深刻な事態が広がっています。高齢者の生きがいと明日への生きる意欲を奪われ、孤独死を招きかねない状態に追い込まれています。高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要になり、また、寒さ暑さにも抵抗力がなくなります。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算です。

憲法25条では、すべての人に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されています。加算の廃止による生活保護基準の切り下げは、最低賃金や年金、健康保険や介護保険、住民税の課税基準、就学援助の適用基準などの引き下げにつながり、国民生活全体の水準を引き下げることになります。

「ワーキングプア」と呼ばれる人たちが増大し、格差と貧困が急速に拡大しています。「派遣切り」の嵐が吹き荒れ、仕事や住まいを失った人たちが増えている今日、最後のセーフティネットである生活保護の役割は非常に重要なものとなっています。

よって政府におかれては、生活保護の老齢加算を復活するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年10月6日

青 森 県 議 会

議案第22号「権利の放棄の件」に対する附帯決議案

(動議・可決)

中小企業高度化資金による貸付については、昭和38年の制度創設以来、多くの事業協同組合や商店街振興組合などが活用し、県内の工業団地や卸団地の整備・商店街振興等の地域経済の活性化に大きく貢献してきたところである。

しかしながら、今般、この中小企業高度化資金による貸付により設備投資したアンデス電気(株)が、民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、今定例会に議案第22号として「権利の放棄の件」が提案されたところである。

県議会としては、アンデス電気(株)に対し国民・県民の税金で賄われた中小企業高度化資金による貸付の大半を放棄するという苦渋の判断を選択しなければならないことは、誠に遺憾である。

中小企業高度化資金の貸付に当たっては、中小企業はもちろんのこと、県民の理解を得られる運用が求められるところである。

今回のような重大な事態が今後二度と起こらないよう中小企業高度化資金の貸付と債権管理に当たっては、県に対し次の事項を強く求める。

記

1. 多額な中小企業高度化資金の貸付に当たっては、中小企業の置かれている状況に充分配慮するとともに、審査体制のなお一層の充実に努めること。
2. 貸付先のフォローアップ体制のなお一層の強化充実に努めること。
3. アンデス電気(株)に係る貸付債権については、最大限の回収に努め、償還状況及び経営状況について議会に対し定期的に報告すること。

以上、決議する。

平成21年10月9日

青森県議会